

西宮市子ども読書活動推進計画

～ “本” ってすごい “本” ってたのしい～

本 編



平成 25 年 (2013 年) 7 月 改定

西 宮 市

目 次

第1章	はじめに	1
1	社会的背景	1
2	国・県・西宮市の動向	2
3	西宮市では	2
第2章	基本的な考え方	4
1	目的	4
2	計画期間	5
3	計画の対象	5
4	基本の方針	5
第3章	西宮市の推進施策（具体的施策）	7
1	子育て支援施設・保育所・幼稚園における読書活動の推進	7
(1)	保育所	8
(2)	子育て総合センター	9
(3)	児童館・児童センター	10
(4)	幼稚園	11
2	学校における読書活動の推進	12
(1)	学校における読書活動推進のための環境整備	12
ア	学校図書館の運営	13
イ	図書資料の整備	13
ウ	図書管理システムと相互貸借システム	14
(2)	子どもの読書習慣の確立	16
3	図書館における読書活動の推進	19
(1)	楽しい読書環境づくりに向けての施設・資料整備	19
(2)	読書活動支援に向けたサービスの促進	20
ア	集会行事	20
イ	広報・読書案内リストの作成	21
ウ	ヤングアダルトサービス	23
エ	障害のある子どもに対する図書館利用サービスの拡充と資料の整備	24
オ	外国語による図書館利用サービスと資料の整備	25

カ 情報化への整備	25
(3) 学校との連携	26
(4) ボランティアの育成・連携	28
第4章 効果的な推進について	30
1 推進体制などの整備	30
(1) 関係部署間の連携	30
(2) 連絡会の開催	30
2 広報の推進	30
3 取組みにおける総合性と連携	31
4 進捗状況の把握と評価	31
5 事業経費について	31
【用語解説】	
用語の解説	33
【資料編】～読書活動に関するデータ～	
1 学校図書館図書標準の達成割合	37
2 図書管理システム利用による貸出冊数	37
3 相互貸借システム（他校図書館の図書資料の活用）	37
4 蔵書のデータベース化の状況（市立）	37
5 市立図書館利用状況など（平成23年度）	37
6 中核市の図書館	38

第1章 はじめに

1 社会的背景

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

国は、平成14年8月、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「第一次基本計画」という）を策定しました。この第一次基本計画期間中、文字・活字文化振興法の成立、60年ぶりとなる教育基本法の改正など、子どもの読書活動に関連する法整備は進みました。その後、この基本計画における成果や課題、諸情勢の変化などを検証した上で、平成20年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）を策定しました。

こうした取組みを進める中、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年行っている読書調査によると、児童生徒一人当たりの1ヶ月間の平均読書冊数は、平成10年、小学生6.8冊から平成23年には9.9冊に増加しました。学校における一斉読書活動の普及や公共図書館の貸出冊数も増加しています。しかし、同じ平成23年の中学生の1カ月の平均読書冊数は3.7冊、高校生では1.8冊と学校段階が進むにつれて読書量が減少しており、その傾向は現在に至るまで変化が見られません。

文部科学省の平成16年のアンケート調査によると、読書の目的は「おもしろいから、楽しいから」が80%を超え、2位の「ためになるから」を2倍も引き離しています。子どもにとって、読書は知識を得る手段だけではなく、喜びでもあるのです。

兵庫県では平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、平成21年9月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」の改定を行いました。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に沿って、平成20年10月に子どもの読書習慣定着のための環境整備として「西宮市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その計画に基づいて、学校での一斉読書活動や、市立図書館と学校図書館の連携によって、調べ学習を発展させてきました。また、子育て総合センターや子育て企画課では、ブックリストの作成や、保護者へ啓発する講演会を実施してきました。このたび、その成果や課題を検証し、西宮市の子ども読書活動のさらなる発展のため、「西宮市子ども読書活動推進計画」を改定し、計画期間を平成30年度まで延長しました。

2 国・県・西宮市の動向

(1) 国の動向

- 平成11年 8月 平成12年を「子ども読書年」とする旨を衆参両院で議決した。
- 平成12年 1月 「国際子ども図書館」が設立された。(同年5月開館)
- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立した。
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。
- 基本方針：すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう積極的に環境整備を行った。
- 平成20年 3月 新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を国会に報告した。

-
- 平成17年 「文字・活字振興法」が成立した。
- 平成18年 「教育基本法」が改正された。
- 平成19年 「学校教育法等教育関連三法」が改正された。
-

(2) 兵庫県の動向

- 平成16年3月 「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定される。
- 平成21年3月 「ひょうご子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会」を設置。
- 平成21年9月 「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を改定。
- 基本的な考え方 ・子どもにとって読書活動は、「生きる力」を育む上で、重要な位置を占める。
- ・学校、家庭、地域住民の連携協力を図り、発達段階に応じた子どもの読書環境の整備と読書活動の推進を図ることが必要である。

(3) 西宮市の動向

- 平成20年10月 第4次西宮市総合計画の施策の大綱(1)いきがい・つながりの部門別計画として、「西宮市子ども読書活動推進計画」を策定する。
- 計画期間：平成20年度から24年度までの5年間。

3 西宮市では

平成20年10月に策定した「西宮市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動推進に向けて、保育所、幼稚園、学校、図書館などで様々な活動を展開してきました。また、従来の枠を超えて連携して計画に取り組むことで、活動が広がったことは成果として挙げられます。

平成24年1月に、社会教育委員会議^{*2}から出された「子どもの夢を育む居場所づくりに必要な社会教育の役割について」の答申の中では、「本は、豊かな表現力やコミュニケーション能力を身につける身近な教育の実践素材である。子どもは、読書によって未知の世界や考え方などを知り、そこから想像力を働かせ、成長過程の中で、自ら考え、判断する力（リテラシー）を身につけるものとして重要である」と、読書の重要性が確認されています。

子どもが本と出会うためには、本に親しむ機会が必要であり、そのひとつに、幼いときの読み聞かせがあります。西宮市では、読み聞かせについて、おはなしボランティアを養成し、図書館や児童館などでおはなし会を実施し、様々な教育機関や図書館でブックリスト等を作成するなど、特に力を入れて取り組んできました。

平成25年1月に、社会教育委員会議から出された「新しい時代に対応した生涯学習推進の拠点としての今後の図書館のあり方について」の中では、「図書資料の長期貸出など学校のニーズを把握するとともに、図書館司書が積極的に学校を訪問し、ブックトークや図書の修理指導など、学校図書館の支援へつなぐ行動を期待する」と答申されています。

これからも、読書の喜びを知り、豊かな心を持って「自ら考え、判断する力」を身につけ、人と人とのつながりを大切にできる人を育てるために、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境を整備することが求められます。



第2章 基本的な考え方

1 目的

平成20年に「西宮市子ども読書活動推進計画」の策定以降、ICT（情報通信技術）の急速な進展に伴う携帯電話やスマートフォンなどの普及により、子どもたちをとりまく状況は大きく変わりましたが、読書の意義が薄れたわけではありません。読書は、知識の習得だけでなく、人の生き方や考え方を教えてくれ、私たちの人生をより豊かで魅力あるものとしてくれます。第1章でも述べたように、読書の一番の目的は「おもしろいから、楽しいから」と答えた子どもが80パーセントを超えています。小さいときに本を読む喜びを知ることは、その子の将来にとって大きな力となります。

読書によって子どもたちは多くの文章や考え方に触れることができ、実際には経験できないような喜びや困難を想像し、考察することができます。語彙が増え、表現力が増すことでコミュニケーション能力が高まり、人生のいろいろな場面において「自ら考え判断する力」が身につきます。また、コミュニケーションがうまくいくためには表現力とともに相手のことを思いやる想像力も必要です。

そのために、保護者などが、子どもが小さいころから会話の機会を設定し、読書に親しむ生活習慣を定着させていくことが重要です。読書を通じて過ごす多種多様な感情体験の時間は、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。子どもたちは、やがて人生を変えるような貴重な一冊に出会うことがあるかもしれません。その機会やチャンス을できるだけ増やすことが、私たち大人の役割といえます。

本市には、大学などの教育施設や博物館、美術館などの文化的施設が多数点在しています。また大都市にも近く、様々な書籍や文献、資料にアクセスしやすい環境にあり、市民の読書に関する関心は非常に高いものがあります。平成25年に文教住宅都市宣言^{*3} 50周年を迎える本市において、この恵まれた環境を上手に生かし、子どもたちの活発な読書活動に結びつけていくためには、全市あげての組織的・計画的な取組みが非常に重要です。

本市の特徴を十分に生かし子どもたちが自然に本に向き合えるような環境を整備するために、周囲の協力による積極的な取組みとして、平成20年に「西宮市子ども読書活動推進計画」を策定し、市全体として読書をどう考えていくのかを示すとともに、図書館や学校、地域、家庭などが連携しながら、読書活動を推進していく環境づくりのための具体的な取組みを進めてきました。このたび、その改定にあたり、これまでの取組みを検証し、成果と課題を明らかにしました。

この計画では、すべての子どもが自然に本に向き合える環境を積極的に整備することを目的としています。

2 計画期間

平成20年度に策定した計画を改定し、30年度までとします。

3 計画の対象

おおむね18歳以下を対象とします。

4 基本的方針

第一に、子どもの自主性を尊重します。

第二に、大人が手本となるよう、理解と協力を求めます。

第三に、関係機関は読書環境の整備を図ります。

乳児期、幼児期、小学生、中・高校生など発達段階に応じた読書環境の提供を目指します。

(1) 子どもの自主性を尊重します。

小さい頃からの読書によって多くのことを知り、経験し、多くの選択肢や引き出しを持つことは、自主的な判断をする前提となります。そのためには、本に親しむ機会をつくれるよう、大人が環境を整備することが必要です。大人からの押し付けではなく、子どもが自然に本に向き合い、様々な読書体験をして、その中から自分の楽しみや喜びを見つけられるようにしていきます。

(2) 大人が手本となるよう、理解と協力を求めます。

大人が本を読む姿を見せることも必要です。読み聞かせや一緒になって本を読むことで子どもの関心を引き出すばかりでなく、大人自身が読書に親しむ姿を見せることの大切さを保護者などに訴えていきます。そのため、保護者を対象にした読書推進のための講演会や勉強会を開催し、読み聞かせ読書活動の大切さを浸透させていきます。

また、大人が責任をもって、子どもの読書活動に積極的に関わり、子どもの情操を豊かに高める本の提供が重要です。学校図書館や市立図書館^{*4}においては、本の提供だけでなく、修理ボランティアや読み聞かせボランティアの活動の場を広げ、修理講習会や読み聞かせ指導などを企画して保護者や地域の方々にも本の修理や、読み聞かせのコツを知ってもらうよう努めます。家庭においては保護者が、地域社会においては地域の大人が読書活動の推進に関わっていくことが求められます。

(3) 関係機関は読書環境の整備を図ります。

図書館をはじめ保育所や幼稚園、子育て総合センター、児童館・児童センター、学校などで、本に出会い親しめる機会を多く提供していきます。地域団体やボランティ

アグループなどの催しで、読書を奨励するような取組みと協力を求めています。

図 子どもの読書習慣定着のための環境整備



第3章 西宮市の推進施策(具体的施策)

子どもの読書活動を推進するためには、家庭や地域、学校において、第2章の基本的方針を踏まえた取組みが求められます。その実現に向けて以下の二点に重点を置いた取組みを進めていくことが必要と考えます。

第一点は、家族がふれあい、一緒に読書したり、読んだ本についての話をしたりするファミリー読書はとても大切であり、そのためには、大人が乳幼児期からの読書の重要性や読み聞かせの必要性について、学ぶ機会や場が必要であることです。公民館や児童館、子育て総合センターなどで行われる家庭教育の推進事業や出張講座などの子育て支援事業の機会を通じて、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの必要性について啓発を行うことが求められます。

第二点は、地域における読書活動の推進については、幼児期から読書を通じて楽しみやわくわくする体験ができるよう、専門的知識を備えたボランティアの活躍が必要です。「おはなし会」や「読み聞かせ」などのボランティア養成講座の開催を通じて、人材の養成に努めるとともに、ボランティア養成講座を修了した者が、地域で活動できる環境を整えることです。

以下には、行政関係各課の子どもの読書活動の推進に取り組む現状と課題を具体的に示すとともに、今後のあるべき方向を述べるものとします。

1 子育て支援施設・保育所・幼稚園における読書活動の推進

乳幼児期の子どもにとって、本との出会いは大人の介在なくしては成立しません。子どもと本を出会わせることに大人が無関心であったり、出会わせるための知識や手段を持っていなかったりすると、子どもは本と出会う機会が極めて少なくなります。

本市ではブックスタート事業の一環として、妊婦や赤ちゃんを対象とした絵本の紹介や読み聞かせを実施し、乳児の4か月健診時には、0歳から始める読み聞かせという趣旨で選定した絵本のリスト「絵本のゆりかご」を保護者全員に配布しています。また、乳幼児などが利用する施設において、絵本などの蔵書数を充実させ、子どもたちが絵本と触れ合うきっかけづくりを行います。おはなし会なども企画し、読み聞かせの方法や本選びについての学習の機会を提供します。

また、子どもたちの育成に取り組む各機関の現状・課題を具体的に示すとともに、今後のあるべき方向を次に述べるものとします。

(1) 保育所

<現状>

市内には公・私立合わせて62（7分園を含む）の認可保育所があります。「保育所保育指針」をもとに、0歳の時期から子どもの興味や発達過程に応じた読み聞かせを実施し、絵本に触れる機会を持っています。読み聞かせは、保育士が子どもと触れ合う大切な機会と捉え、1対1や少人数での読み聞かせをし、子どもからの「これ、読んで」という声にできるだけ応えています。「絵本の部屋」や「絵本コーナー」を設けて、くつろいだ雰囲気の中で絵本に触れられるような工夫をしています。

保護者の方には、新刊図書目録「読んでごらん おもしろいよ」や、お便りやポスターなどを活用し、絵本の紹介をしています。多くの保育所では、家庭への絵本の貸し出しを行っています。また、ブックリスト^{*5}を用いて、蔵書の整備を行っています。

今後は、保育所に通う子どもだけでなく、自宅で子育てをしている家庭への支援も求められています。

<検証>

- ・子どもが絵本と出会う機会を多く持ち、絵本の楽しさを感じることでできる活動を進めるという課題に対しては、子どもの興味や発達過程に応じた環境を用意し、子どもが手にとって見ることや、保育士などの読み聞かせを通して、絵本の楽しさを感じることができる活動を進めています。
- ・保育士の読み聞かせの技法を磨くために、読み聞かせ講座などの保育士研修を実施しています。
- ・読書環境を整備するために、蔵書の整備を行い、絵本の部屋や読書コーナーなどの充実を図っています。
- ・地域の人材による協力として、読み聞かせボランティアにおはなし会への参加をしていただいています。また、幼稚園、小学校、市立図書館との情報共有を図るなど連携した取組みを進めています。

<課題>

- ・保育所に通う子どもだけでなく、自宅で子育てをしている家庭への支援など、地域の子育て支援施設としての機能が求められています。

<今後の方向>

子どもの発達に応じた、以下の取組みを進めます。

- ・自宅で子育てをしている家庭への支援として、絵本の貸し出しや読み聞かせを実施し、気軽に保育所に立寄れるようにしていきます。【発展】
- ・日々の生活や遊びと関連づけた絵本の読み聞かせの実施【継続】

- ・読み聞かせ講座に参加するなど保育士の研修の充実【継続】
- ・蔵書の整備と絵本の部屋や読書コーナーなど読書環境の充実【継続】
- ・保育所だよりなどで、絵本の紹介や情報提供をするなど、保護者に対する読み聞かせの意義の啓発【継続】

(2) 子育て総合センター

<現状>

子育て総合センターでは、親子で絵本に親しむ場として、毎週木曜日（第5週は除く）に図書ボランティアによる読み聞かせ「えほんとのであい...うふ・うふうふ」や土曜日に絵本と音楽をコラボしたイベント（土曜イベント年間4回のうちの1回）を開催しています。また、子育て中の保護者を対象に、託児付で絵本の読み聞かせを行う「絵本でリラックスタイム」を（年間5～10回）開催し、子どもから離れて気分をリフレッシュさせながら、保護者自身が読み聞かせの心地よさを感じることで、子どもへの読み聞かせを豊かにする取組みを行っています。

さらに、絵本選びの参考にしてもらうため、子育て総合センターのホームページに、「読み聞かせQ&A」や「えほんとのであい...うふ・うふうふ」「絵本でリラックスタイム」で使用した絵本のリストを掲載しています。その他、各図書館・児童館で行われている絵本の読み聞かせなどもホームページに掲載し、読み聞かせのイベントなどに参加しやすいよう、情報提供しています。

また、付属あおぞら幼稚園の「えほんのへや」を開放し、絵本を仲立ちにして、親子の心が通じ合えるようにし、ゆったりと親子で読書ができる環境を整えています。

このような子育て総合センターの取組みとともに、乳幼児期における子どもの読書活動の推進には家庭での取組みが重要です。

<検証>

- ・来館する利用者が親子で絵本に親しみ、気軽に読み聞かせを楽しみ、年齢や興味関心に応じた絵本を選べる環境の整備として、0歳からの絵本の蔵書を増やし、取り出しやすい絵本棚を設置しました。また^{*7}子育て総合センター登録サークルや^{*8}子育て地域サロンの活動時に利用できるよう専用絵本の蔵書を増やしました。
- ・家庭において、絵本の読み聞かせの習慣を身につくようにしていくために、親子サロンスタッフがリズムタイムの時間などを利用し、絵本の紹介や読み聞かせをしたり、子どもが絵本に興味を持つ姿を捉え、個別に子育ての中に絵本を取り入れることの大切さを伝えたりするなどしています。
- ・読書活動に親しむ機会を提供するために、絵本の紹介や市内の関係機関での「おはなし会」や「読み聞かせ講座」の開催予定などの情報提供を行っています。また、4ヶ月乳幼児健康診査時には、各関係機関で行われている読み聞かせ情報を

絵本と出会う施設の紹介として配布しています。

- ・ 幼児教育、小学校関係者及び子育て支援者に対しての絵本や読み聞かせの重要性の周知や読み聞かせの技能向上への取組みについては、読み聞かせに関する講師を招き、幼児教育、小学校関係者及び子育て支援者を対象として実技の要素を取り入れた講座を開催しています。

< 課題 >

- ・ 乳幼児期における子どもの読書活動の推進には、家庭での読書活動を支援することが重要です。

< 今後の方向 >

- ・ 親子の読書活動を側面から支援するために、親子サロンスタッフが、個々の親子の状況に合わせて 1 対 1 で読み聞かせることの大切さを啓発し、絵本の紹介や読み聞かせを行っている施設などの情報提供を行います。【継続】
- ・ 保護者や親子を対象とした読み聞かせ講座や幼児教育、小学校関係者及び子育て支援者を対象とした読書活動に係る研修会を開催します。【継続】
- ・ 様々なブックリストを参考にし、親子が気軽により絵本を手にとり、親しめるように蔵書の整備をします。【継続】

(3) 児童館・児童センター

< 現状 >

市内には、児童館・児童センターは9カ所あり、それぞれ図書室を設けています。図書室には、子どもが楽しめるような本を充実させています。各施設では、乳幼児を対象とした「子育て講座よちよち広場」などの事業の中で、図書ボランティアなどによる絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどに取り組んでいます。また、児童館のない地域の公民館で「子育てひろば」を開催している移動児童館では乳幼児を対象に絵本の貸し出しを行っています。

< 検証 >

- ・ 児童館職員の資質向上のため、絵本に関連する研修会に参加し、読み聞かせの大切さや読み聞かせのコツなどのノウハウを学び、即実践に活かしています。図書ボランティアや絵本講師による読み聞かせを実施して、子どもたちが絵本の読み聞かせを楽しむ機会も持っています。
- ・ 絵本コーナーの一層の充実のため、子どもたちのニーズを把握するとともに子どもたちに読んでほしい本を選ぶなど、蔵書の整備をしています。
- ・ 児童館を拠点として活動している母親クラブへの支援として、活動時や研修会の

開催に絵本を取り入れやすいように情報を提供するなど連携を深めています。

< 課題 >

- ・子どもが進んで読書に親しむ環境整備が重要です。

< 今後の方向 >

- ・子どもの興味や関心に応じた蔵書の充実や、貸し出しコーナーの整備など、本に親しむための環境を充実させます。【継続】
- ・乳幼児を対象とした読書活動に関わる事業を充実させます。【継続】
- ・図書ボランティアなど地域の人材と連携し、地域ぐるみで子どもの読書活動を支援します。【継続】
- ・読み聞かせを充実させるため、児童館職員などの研修を実施します。【継続】
- ・母親クラブが主体的に読み聞かせ講座を実施できるように支援します。【継続】

(4) 幼稚園

< 現状 >

公私立を合わせた市内の幼稚園は61園あります。各幼稚園では、「幼稚園教育要領」をもとに読み聞かせに取り組んでいます。多くの幼稚園では、定期的に絵本の読み聞かせなどを取り入れています。

各幼稚園では「絵本の部屋」や「絵本コーナー」を設けて、園児が絵本に親しむ環境の整備に取り組んでいます。また、ブックリストを用いて、蔵書の整備を行っています。

また、保護者への貸し出しを行い、家庭での読み聞かせの充実に取り組んでいる園や、園だよりなどで絵本の紹介や読み聞かせの意義の周知に取り組んでいる園が多くあります。

< 検証 >

- ・園児が、絵本に親しみ、絵本の楽しさを実感できる活動を進めるため幼稚園教諭の研修については、読み聞かせの意義と技術を学ぶための研修機会を設定しました。
- ・各園においての蔵書の整備や「絵本の部屋」や「絵本コーナー」など、読書環境の整備については、図書目録「読んでごらんおもしろいよ」など、ブックリストで紹介された幼児向き図書を購入し、計画的に蔵書の充実を図っています。
- ・地域の人材による読み聞かせボランティア、市立図書館などの教育機関との情報共有などの、幅広い連携については、各園において、ボランティア（学校サポー

トにしのみや「ささえ」事業)やPTAが絵本の読み聞かせを行ったり、「絵本の部屋」や「絵本コーナー」の運営に携わり、貸し出しや本の整理などの環境整備を行ったりしています。また、小学校の読み聞かせボランティアグループが幼稚園にも出向いて読み聞かせを行う交流を行ったりしているところもあります。今後、より一層、保護者・地域・各教育機関との連携が望まれます。


< 課題 >

- ・幼稚園での子どもの読書活動では、カリキュラムに位置づけた読み聞かせの実施や遊びにおける絵本や図鑑の活用が重要です。

< 今後の方向 >

- ・読み聞かせの意義と技術を学ぶための研修機会の充実【継続】
- ・日々の保育に、読み聞かせの時間を設定するための教育課程の一層の充実【発展】
- ・充実した読書活動を展開するため、ブックリストを活用した蔵書の整備【継続】
- ・園児が進んで読書活動に取り組む「絵本の部屋」や「絵本コーナー」の整備【継続】
- ・園だよりなどを活用して、子どもの読書活動を充実するための情報の提供【継続】
- ・保護者が読み聞かせに取り組むための、絵本の貸し出しの積極的な実施【継続】

< 指標 >

指標名	単位	現状値(H23)	目標値(H30)	指標方向
市立図書館登録団体数	団体	31	52	
	式	3団体×7年		
H30目標値設定理由	市立登録団体数、年間3団体増が目標			

団体：保育所、子育て総合センター、児童館・児童センター、幼稚園、家庭文庫

2 学校における読書活動の推進

(1) 学校における読書活動推進のための環境整備

< 現状 >

西宮市立学校は、小学校40校、中学校20校、高等学校2校、特別支援学校1校あります。

それぞれの学校図書館は学校文化の拠点です。児童生徒の知的活動を増進し、情操を養う上で大きな要素であると捉え、その充実に努めています。

また、学校図書館は「教育課程の展開に寄与する」という役割を担う図書館であり、子どもたちの豊かな学びを支えるために、「学習・情報センター」及び「読書センタ

一」としての図書資料の充実に努め、計画的・系統的な指導によって児童生徒の読書意欲を喚起し、読書活動を支援しています。

本市においては、図書館教育を学校教育の中に位置づけるために取り組んだ長年の成果をもとに、各学校が連携して学校図書館教育全体の推進に取り組んでいます。

環境整備についての主な取組みは次のとおりです。

ア 学校図書館の運営

学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校には^{*1,1}司書教諭が配置されることになりました。

多くの学校では、司書教諭を中心に図書館部会を組織し、学校図書館経営計画等に基づき学校図書館の運営を進めております。運営にあたっては、司書教諭または司書の資格をもつ^{*1,2}学校校図書館指導員（全市立小・中・特別支援学校に配置）や保護者を中心とする学校図書館運営支援のボランティア（学校サポートにのみや「ささえ」事業）など、多くの方々の協力を得て、開館時間の拡大や読み聞かせ活動、図書資料の整理、読書環境の整備等をすすめています。

イ 図書資料の整備

学校図書館が教育課程の展開に寄与するために、図書資料については、まず学習のための基本的な参考図書や教科学習用の図書を必要数そろえることを優先しています。その次に、読書活動用の図書、学習課題から発展して利用される図書、楽しみとしての図書、というように計画的に整備を進めています。

本市では、学校図書館に整備すべき図書について、市内の教職員で組織する小学校教科等研究会（小教研）学校図書館部会・中学校教科等研究会（中教研）図書館教育研究会が、長年にわたって研究を進めてきました。そこで作成された学習のために必要な図書リスト（「西宮市小学校図書館の学習基本図書」など）をもとに図書を整備しています。

また、蔵書冊数については、平成5年文部省(当時)制定の^{*1,3}「学校図書館図書標準」に示された蔵書数を指標として充実に図っています。

阪神・淡路大震災では、学校図書館も大きな被害を受けましたが、その後、図書の整備を進め、平成19年度～22年度にかけて市独自で「読書習慣定着による基礎学力向上事業（アクションプラン）」での「ブックフレンド事業（本に親しむ環境整備）」として整備を行うとともに、平成23年度～24年度にかけて、理科・科学など自然科学系図書の充実に図りました。

ウ 図書管理システムと相互貸借システム

本市は、平成10年度～12年度の間、文部省(当時)の「学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業」の指定を受け、全市立小学校42校(当時)・中学校20校に各3台のコンピュータを導入しました。そして、蔵書をデータベース化する作業を進め、バーコードによる図書の貸出・返却や蔵書管理が可能となりました。

平成13年度～15年度は、文部科学省から「学校図書館資源共有型モデル地域事業」の指定を受け、市立西宮養護学校と市立高校(2校)にもデータベース化を拡大しました。また、各学校の蔵書データの共有化によって学校間の相互貸借が可能となり、庁内文書便の車を利用して学校間の相互貸借システム(物流)を開始しました。

続いて、平成16年度～18年度は、同じく文部科学省から「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」の指定を受けました。「^{*14}西宮市教育情報ネットワーク(EduNet:エデュネット)」によって結ばれた「^{*15}西宮市図書管理システム(Libroねっと:リプロねっと)」を構築したことにより、市立全小・中・高・特別支援学校の蔵書検索はもとより、市立図書館の蔵書を検索することが可能となりました。さらに、平成23年度には、資料検索画面から本のタイトルなどを入力し、市立図書館の資料をシームレスに検索する機能を有するシステム構築を行いました。

これらのシステムにより、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・その他の学習に役立つ資料の相互利用や、市立小学校のユニークな取り組みである「聞かせ読み」(学級の全員が同じ本を一冊ずつ持ち、教師の音読を聞きながら、文字を目で追ったり挿絵を見たりする)の機会が数多く持てるようになりました。

また、各学校が相互貸借システムを計画的に利用し、読書活動の指導に活用しています。

< 検証 >

- ・各学校において、司書教諭の尽力はもちろんのこと、図書館部会における運営、学校図書館指導員や学校図書館ボランティアとの連携を通してよりよい学校図書館の運営に努めています。
- ・平成19年度～22年度にかけて市独自で行った「読書習慣定着による基礎学力向上事業(アクションプラン)」での「ブックフレンド事業(本に親しむ環境整備)」による整備、また、平成23年度～24年度にかけて行った理科・科学など自然科学系図書の充実のための予算措置によって、「学校図書館図書標準」の継続的な確保に努めています。また、年度末には蔵書冊数などの調査を行い、次年度の更新・廃棄計画を立てています。

< 西宮養護学校では、以下のように取り組んでいます。 >

- ・ 特別支援教育のセンター校として、学校教育法附則第 9 条の規定による「^{*16}一般図書(特別支援学校・学級用)」について、図書室の一角に「一般図書コーナー」を配置し整備を進めています。
- ・ 障害が多岐にわたるため、より多くの情報を得られる環境で学ぶことのできる学校図書館を目指し、いろいろな分野の図書を購入して整備を進めています。
- ・ また、市内小・中学校にも活用してもらえよう、新たに購入した図書の紹介をしています。
- ・ 視聴覚機器の環境整備を進め、読書活動のあり方の開発・魅力ある読書環境づくりを進めています。
- ・ 生活年齢を考慮し、特に調べ学習に活用できるもの、英語の読み物、海外文学・日本文学の古典などを意識的に増やしています。
- ・ 多くの児童生徒は自力移動が困難で、2階にある学校図書館へ行くことにも課題がある子どももいるため、1階にも図書コーナーを設け、そこで自由に図書を選ぶ機会を増やすようにした結果、自分で本を選んで教室に持って帰り、友達と一緒に本を読んでも楽しむことができるようになりました。
- ・ これらの取組みにより、西宮養護学校で学ぶ間により多くの情報に接する機会を保障しています。【継続】

< 課題 >

- ・ 多くの司書教諭は学級担任との兼務であり、なおかつ、他の校務も兼務しているため、学校図書館の運営に多くの時間を割くことが難しいという現状があります。
- ・ 「学校図書館図書標準」に定められた蔵書数は学級数に伴って変動するため、児童生徒数の増加が著しい学校では冊数が不足するという問題が起こることがあります。
- ・ 西宮養護学校(特別支援学校)においても、読書活動推進のため諸条件の整備・充実を進めておりますが、児童生徒の障害が多岐にわたり、また重度重複化しているため、障害の程度に応じた環境整備が求められています。

< 今後の方向 >

本市の学校図書館教育の特徴を活かし、よりよく推進していくために、人・図書資料・情報のネットワークの充実に努めます。そのために、各学校に対して、以下の支援を行います。

- ・ 新たな「西宮市学校図書館運営の手引き」などの作成による司書教諭の活動の支援【新規】

- ・子どもと本をつなぐ学校図書館教育を支援するための学校図書館指導員の配置【継続】
- ・学校図書館ボランティア（学校サポートにのみや「ささえ」事業）の支援による、学校図書館の充実【継続】
- ・相互貸借システムを活用した、学校間・市立図書館による蔵書の共同利用化の推進【継続】
- ・児童生徒の調べ学習などを効率的に展開するための情報メディアなどの活用、学校図書館の情報化の促進・普及【継続】
- ・「西宮市小学校図書館の学習基本図書」などの冊子に記載された図書を参考とした図書資料の精選と整備【継続】
- ・学校図書館整備状況の自己点検・評価と改善【継続】
- ・特別支援教育のセンター校と位置づけた西宮養護学校(特別支援学校)における学校教育法附則第9条の規定による「一般図書(特別支援学校・学級用)」の整備及びその他の図書・絵本、映像資料などの整備・拡充【継続】
- ・西宮養護学校では、様々な障害の状態に応じて活用できる図書や絵本、映像資料の整備・充実【継続】

(2) 子どもの読書習慣の確立

<現状>

各校での読書活動の指導は、子どもが豊かな読書経験によって自らを高め、自己を確立するというめあてをもって行われます。その達成のために、発達段階に即した読書能力や技術を身につけるための継続的な指導を行っています。

<検証>

- ・各校では子どもの読書習慣確立のため読書資料を準備し、読書活動の機会を増やし、適切な指導・助言を継続することが大切です。そのため、学校図書館経営計画を作成し、様々な指導を行っています。教科学習の中での読書活動のみならず、朝の読書タイムの活用、「子ども読書の日（4/23）」に合わせた読み聞かせなどの取組み、読書感想文の指導や秋の読書週間・月間における一斉読書や読書会の開催など、学校ごとに読書習慣確立のための様々な取組みが行われています。
- ・小学生の時期に培われた読書習慣を、中学校においても維持させていくために、各中学校では新入生に対して生徒への図書館利用のガイダンスを行ったり、図書館を活用した授業づくりを進めたりしています。また、図書委員会による開館や本の紹介など、読書啓発活動を行っています。
- ・家庭と市立図書館・学校図書館などの連携について、子どもの健全な読書活動の

推進という目標に向かって、どのような協力関係を創り上げることができるかということについて考えを交流させることが重要です。学校からの要望に応え、市立図書館からの学校への本の貸し出しについて、貸出期間が原則2週間から4週間へ延長され、学校が授業などにおいてより利用しやすくなりました。また、西宮市図書管理システム（Libro ネット：リブロネット）において、資料検索画面から本のタイトルなどを入力し、市立図書館の資料をシームレスに検索する機能を有するシステム構築を行い、児童・生徒の図書館利用拡大につなげました。

- ・西宮養護学校では、児童生徒の障害が多岐にわたり、また重度重複化しているため、障害の程度に応じて図書の提供の仕方を工夫が求められています。

そのため具体的には、視覚的に捉えにくい子には大型絵本を購入したり、図書を拡大したりして、より見やすくする・図書の中に出てくるものを実際に触れられるような具体物を用意したり、動作化したりして、より内容を把握しやすいようにする・友達と一緒に動作化することにより、内容の共有をする、などの工夫を行っています。

<課題>

- ・今後も、中学生の忙しい生活の中で読書活動をどのように発展させていくかを考え、読書タイムや読書週間などの取組みを、学校ごとに実践することが重要です。
- ・市立図書館からの学校への本の貸し出し貸出期間が延長されたこと、学校から市立図書館の資料を検索する機能を有するシステムが構築されたことを活かし、学校の授業において市立図書館の図書を積極的に利用して、学習をより深めていくことが大切です。
- ・西宮養護学校では、児童生徒の障害が多岐にわたり、また重度重複化しているため、障害の程度に応じて図書の提供の仕方を工夫が求められています。

<今後の方向>

子どもが読書の楽しさを味わい、生涯にわたって本に親しんでいく態度と習慣を身につけるために、子どもが読書の楽しさや価値に触れる機会を多く持つこと、さらに、発達段階に応じた継続的・系統的な指導を通して読書習慣を定着させる活動を進めます。

子どもが魅力ある本と数多く出会うために、本市の教職員が研究し発行している基本図書リストや、新刊図書目録「読んでごらん おもしろいよ」（50年近くになつて市立図書館と幼・小・中・特別支援学校などの教諭の連携のもとに毎年作成）などを活用します。

また、各教科の授業の中に、調べる活動や多様な資料を読む活動などを取り入れ、自ら考えたりまとめたりする学習の楽しさを実感させるとともに、読書タイム、学級・教科担任や司書教諭などによる「読み聞かせ」や「聞かせ読み」、朗読・群読発表会、

読書週間関連行事、学校図書館ボランティアの協力を得ての読み聞かせや読書集会の実施など、学校教育の様々な場面で読書を取り入れ、学校図書館の活用を支援します。

子どもの読書習慣の形成のためには、家庭・学校・市立図書館などが連携・協力することが不可欠であり、次のような活動を通して、西宮の子どもたちの読書環境のより一層豊かな醸成を目指します。

- ・朝の読書や読み聞かせ、読書週間や読書集会など読書の機会の充実【継続】
- ・「西宮市読書感想文コンクール」「西宮市読書感想画コンクール」「読書会」などの実施【継続】
- ・読み聞かせなどの専門家の派遣による「おはなし会」などの実施と子どもたちへの読書の動機付けの支援（教科指導などの相談事業）【継続】
- ・図書資料を活用する授業の開発とその研究の推進【発展】
- ・読書活動の指導計画に基づく読書指導の推進【継続】
- ・図書目録「読んでごらん おもしろいよ」の活用【継続】
- ・学校図書館教育担当者（司書教諭）学習会の開催【継続】
- ・「西宮市立図書館利用案内（学校用）」の活用と、市立図書館との連携【発展】
西宮養護学校については、個々の児童生徒の障害の状態に応じた図書の選定や環境の工夫、視聴覚機器や補助具などの活用などを通して、読書指導の充実に努めます。
- ・西宮養護学校では、自分で本を選択し読むことができる児童生徒が少ないため、さわる絵本や音声で伝える図書など、いろいろな障害に応じた図書活動を楽しむ環境の整備に努めます。【発展】
- ・教員が児童生徒のニーズを的確に捉え、児童生徒が内容を把握しやすいような提示の工夫に努めます。【継続・発展】

< 指標 >

指標名	単位	現状値(H23)	目標値(H30)	指標方向
小学校図書館における児童一人当たりの年間貸出冊数	冊	51.7	53.0	
	式	貸出冊数 / 児童数		
H30目標値設定理由	週1.5冊程度の本とのふれあいを目標に設定 1.5冊×35週 53冊			

3 図書館における読書活動の推進

(1) 楽しい読書環境づくりに向けての施設・資料整備

<現状>

市立図書館では、“暮らしの中に図書館”を目指し、生活・仕事・学習の様々な局面での資料・情報提供に向けての柔軟な取組みに努めています。

平成 21 年度に新たに 2 つの図書館分室を開室、23 年度からは日曜日に開館している拠点図書館が近くにない山口分室の日曜開室を実施、24 年度からは北口図書館の開館時刻を 1 時間早めました。子どもが家族と一緒に市立図書館を利用できる施設の整備を図り、現在、中央・北部・鳴尾・北口の 4 つの拠点図書館と 7 つの分室が一体となって、市内全域の図書館サービスを展開しています。

子どもへのサービス推進に向けては、子どもにとって身近なところに図書館が必要であり、行きたいときに利用できて、十分な資料と、資料・情報について相談・案内してくれる「人」の存在が欠かせません。

拠点図書館には児童サービスの専任の職員を配置しており、「本の世界」の案内役として、資料の収集はもちろんのこと、テーマ別リスト作成や資料展示、読書案内、集会行事などを含めて、子どもとの直接的・間接的な関わりの中で重要な役割を果たしています。

また、子どもの「読みたい・知りたい」には即応することが求められます。そのためには、十分な蔵書の構築が必要です。

平成 23 年の全書籍新刊タイトル数は、78,863 点あり、その内、児童書は 4,592 点（5.8%）刊行されました。この出版状況に対して、市立図書館では、年度末の児童書の受入タイトル数は 2,667 点あり、新刊タイトルの 58.1%を収集しています。

出版年鑑 2012

平成 20 年度～22 年度にかけては、調べ学習用資料の充実を図りました。さらに、子どもの読書に関わる周囲の大人への情報提供のために、子育て支援・子どもの読書に関する資料の収集にも努めています。

<検証>

- ・社会や時代のニーズに対応した図書館運営に向けて絶えず利用状況の分析が必要です。平成 23 年度は 20 年度に比べて、貸出冊数は約 13.4 万冊、貸出人数は約 7.7 万人が増加しました。
- ・学校図書館や地域での読書活動を推進している団体との連携を深め、読書環境の整備状況の共有化を図ることについては、継続しています。
- ・学校図書館や関係機関での子どもの読書活動支援に関わる人材の育成を促進するために、連携を深め定期的な研修会などを実施しています。

- ・新刊書が毎年数多く刊行される一方で、絶版や入手不能で古い出版物は消えてゆく状況にあります。今後とも市立図書館が保存に努めることにより、将来にわたって市民に活用されやすい状態で保存しています。また、蔵書の新鮮度が問われる主題図書の収集にも努めています。
- ・市立図書館の現況については、中核市の比較において、貸出冊数や予約件数は上位にあります。資料費・購入冊数は平均的です。

<課題>

- ・社会や時代のニーズに対応した図書館運営が求められます。
- ・学校図書館や地域での読書活動を推進している団体との連携を深め、読書環境の整備状況の共有化を図ることが重要な課題です。

<今後の方向>

- ・社会や時代のニーズに対応した図書館運営に向けて柔軟な対応を検討します。

【発展】

- ・市立図書館の担当者間での連絡・調整や研修体制の整備に努めるとともに、学校図書館や関係機関での子どもの読書活動支援に関わる人材の育成を促進するために、連携を深めて定期的な研修会などの実施を進めていきます。【継続】
- ・今後も市立図書館では、蔵書の新鮮度が問われる調べ学習のための各主題図書の収集に努めます。印刷資料だけでなく CD-ROM・DVD などの電子メディアをはじめ多様な資料の収集とともに、絶版などで入手できない図書の保存に努めていきます。【継続】

(2) 読書活動支援に向けたサービスの促進

「本の世界」を案内する取組みとして、絵本の読み聞かせやストーリーテリング^{*17}などの集会行事の実施や、膨大なコレクションの中から子どもの「読みたい、知りたい」を援助する読書案内リストを作成し、読書活動の支援を行っています。

ア 集会行事

<現状>

年間を通して、拠点図書館と山口分室では、定期的におはなし会やビデオ映写会などの行事を行っています。春休みや夏休み、冬休み期間には工作教室や科学実験など、子ども自身が参加して知的好奇心を高める催しや、人形劇団を招くなどを行っています。また、土曜日や日曜日など学校の休みの日を利用して、ブックトークや拡大版おはなし会^{*18}などを行っています。

乳幼児と保護者が一緒に絵本に親しみ、互いを近くに感じながら絵本の世界を楽しんでもらうことのできる乳幼児向けのおはなし会を、各拠点図書館で定期的に行っています。

鳴尾図書館や北部図書館では、夜の図書館探検や父親との工作教室を館独自で募集したイベントボランティアが運営の手伝いや企画・運営を行っています。

< 検証 >

- ・行事企画の調整・連携の強化については、各拠点図書館で実施時期や内容の調整を緊密に行っています。
- ・新しい手法を取り入れた行事については、ぬいぐるみおとまり会や父親との工作教室を企画しました。

< 課題 >

- ・市立図書館内では実施時期や内容の調整を行い、計画的に企画を立てることに努めていますが、関係機関との連携を深めていくことにより、さらなる子どもの読書活動の推進につながっていく行事を開催していくことが重要です。

< 今後の方向 >

- ・新しい動向に目を向け、情報を収集し取り入れることによって、さらなる児童の参加者数の増加を図り、新たな参加者の掘り起こしをします。【新規】
- ・現在行っている市民ボランティアによる子ども向け行事への企画・運営の参加をさらに進めていきます。【発展】
- ・各関係機関と行事の実施時期や内容の調整を緊密に行い、計画的に企画を立てることにより、連携を強化していきます。【継続】

イ 広報・読書案内リストの作成

< 現状 >

児童向けの広報紙として毎月 B4 裏表の図書館だより「しゃぼん玉」を発行しています。一面には特集記事を、二面、三面には新着本の紹介を、四面にはその月に行う行事の予定を掲載しています。

本の紹介として、壁面の掲示板を利用し、テーマに沿った飾りや新着本のカバーを貼るなどしています。

市立図書館ホームページ及び各図書館内に設置している利用者向けの端末機に子どもが利用しやすいページを用意し、各種の情報を提供しています。

それぞれの拠点図書館・分室で工夫を凝らしながら、書架やブックトラック、机な

どを利用して、テーマ別に本を選び、展示を行っています。また、近々行う予定の行事にあわせた展示も行っています。

子ども、保護者が本を探し出す時の一助になるようにと、市立図書館では下記の数種類の読書案内リストを作成し、配布しています。資料が古くなっているものもあるので、改定が必要です。

- ・「絵本のゆりかご」：《0歳から始める読み聞かせ》という趣旨で選定した絵本のリストです。各拠点図書館・分室で配布しているほか、ブックスタート事業の一環として、保健福祉センターで行われる乳児の4か月健診時に保護者全員に配布しています。
 - ・「絵本のポケット」：ブックスタートの次の段階の絵本選びに、なにか手助けになるようなものがないかと考えて作成した絵本のリストです。「日本のおはなし絵本」編と「昔ばなし・知識・世界のおはなし絵本」編があります。各拠点図書館・分室で配布しています。
 - ・「読んでごらん おもしろいよ」：西宮市学校図書館協議会と中央図書館の共催で作成している図書目録です。前年の1月から12月に発行された図書を対象に、幼児向き15冊、小学生向き45冊、中学生向き15冊を選び、書名、著者名、あらすじなどを紹介しています。各拠点図書館・分室で配布しているほか、市内の公立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の幼児・児童・生徒全員に配布しています。
- また、中央図書館では年に一度、選定された本の展示会を行っています。
- ・「テーマ別」ブックリスト：随時必要に応じたテーマ別のブックリストで、各拠点図書館・分室で配布しています。

< 検証 >

- ・広報活動については明確な目的意識を持つとともに、子どもに直接訴えかけるような効果のある広報活動に努めています。また、ホームページでも、「しゃぼん玉」の掲載など子ども用サイトを活用しています。

< 課題 >

- ・子どもといっても年齢層も幅広く、文章の理解度や各媒体への関心度も一人ひとり違います。絵本、読み物、主題別など本の紹介は工夫していますが、さらなる工夫が必要です。
- ・現状で行っている広報活動は市立図書館内で完結しがちなため、関係機関への働きかけが必要です。

<今後の方向>

- ・「絵本のゆりかご」と「絵本のポケット」を始めとして、その他の作成済みのブックリストの見直し、改定に努めます。【新規】
- ・現状でも広報紙を関係機関で配布してもらうなど、市立図書館利用者の子どもに対しても広報活動に努めていますが、さらにその範囲を広げていきます。【継続】
- ・子どもの読書活動を推進する学校図書館や関係機関とも連携・調整を行って、読書案内リスト作成の共同化・効率化を図ります。【継続】
- ・学校図書館協議会と中央図書館の共催で長い歴史に育まれた「読んでごらん おもしろいよ」については、本市のすべての子どもにいきわたるように配布対象の拡充や配布方法の検討を進めます。【継続】
- ・子どもや保護者に対して効果的な広報を行っていくために、職員の自己研鑽・自己研修に努めます。【継続】

ウ ヤングアダルトサービス

<現状>

市立図書館利用のリピーター率が低く、児童と成人の中間に位置する十代の利用者に対するサービスを「ヤングアダルトサービス」あるいは「ティーンズサービス」と位置づけて行っています。北部・鳴尾・北口図書館では、開架室にコーナーを設けていますが、コーナーにはこの年代を読者対象にした小説、その他の職業案内の本など十代の利用者に人気が高く、関心の深いテーマの資料を収集し、利用に供しています。

コーナーを設置している館では広報紙を発行し、掲示板を介して利用者との交流を図るなど、より親しまれるコーナーづくりに努めています。

サービスの存在と内容を周知するため、担当職員が地域の中学校へ出向き、ブックトークや交流会を行っています。また、近隣の中学生に広報紙の原稿の執筆や、本の紹介のポップ作成などに参加してもらっています。

<検証>

- ・ヤングアダルト層へのサービスについては、サービスに対する意見や、お薦めの本を紹介してもらうためのポストを設け、ニーズの把握に努めています。さらに、担当職員が中学校や高校へ出かけていき、広報紙の配布、サービスの紹介やブックトークを行うなど、交流を深めています。

<課題>

- ・若い利用者の好む資料の傾向には一過性のものも多く、ニーズを掴みづらいところがあり、資料選定が難しい面があります。ヤングアダルトサービスに対する意見や、お薦めの本を紹介してもらうためのポストを設け、ニーズの把握に努めて

いますが、ニーズの把握のためには、予約サービスを通して得られる情報も有用ですので、担当職員の自己研修とともに、予約サービス利用の促進などが課題としてあります。

<今後の方向>

- ・市内の大学や関係機関と連携し、学生との交流を目指します。【新規】
- ・新たに中央図書館にティーンズコーナーを設置します。【新規】
- ・ヤングアダルトの利用者との直接の交流をさらに進めていきます。そのことによってイベントの企画や広報紙の作成など、ヤングアダルトサービスの運営にも関わってもらい、ヤングアダルトサービスの新たな展開をしていきます。【発展】
- ・担当職員が中学校や高校へ出かけていき、広報紙の配布、サービスの紹介やブックトークを行うなど、ヤングアダルトサービスを市立図書館外に広げていきます。【継続】

エ 障害のある子どもに対する図書館利用サービスの拡充と資料の整備

<現状>

障害のある子どものために、字幕入りの映像資料などの視聴覚資料やデジタル化された資料を収集し、点訳絵本の作成や大活字本や録音資料の収集に努めています。障害のある子どものためのデイサービス事業所などを訪問して、読み聞かせやゲームを行うほか、従来の郵送貸出に加え、宅配サービスを始めました。

<検証>

- ・障害の内容に対応した多様な資料の整備や、図書館内での案内の工夫など支援体制がまだまだ十分ではありません。

<課題>

- ・障害の内容に対応した多様な資料の整備や、図書館内での案内の工夫など支援体制の充実が求められます。

<今後の方向>

- ・障害の内容に応じたサービスのために、<現状>であげた施設以外にも西宮養護学校など関連施設を訪問し、読書相談や読み聞かせを行っていきます。また、関係機関との連携を深めます。【発展】
- ・障害のある子どもの保護者や教師が読書指導するための資料の充実を図ります。【継続】

- ・安全に利用してもらえよう、図書館内の案内を工夫します。【新規】

オ 外国語による図書館利用サービスと資料の整備

<現状>

日本語が読めない子どもたちにも図書館を利用し、読書の喜びを知ってもらうために、外国語の資料の収集や、外国語での行事案内が必要です。しかし、資料に関しては、英語以外の資料は少ないのが現状です。また、外国語でのおはなし会の検討を始めたばかりです。

<検証>

- ・外国語資料の収集については、英語絵本の収集を行っていますが、その他の言語資料についても、情報を収集し、地域の状況を踏まえた収集する必要があります。

<課題>

- ・ハングルや中国語などアジアの言語についても収集を検討しています。その他の言語資料についても、情報を収集し、地域の状況を踏まえた収集を検討します。

<今後の方向>

- ・利用の状況を踏まえた外国語資料の収集基準を作成し、ハングルや中国語など、英語以外の言語で書かれた資料の収集を進めます。【新規】
- ・外国語での読み聞かせの状況をみながら実践していきます。【新規】

カ 情報化への整備

<現状>

市立図書館では、「西宮市教育情報ネットワーク（EduNet：エデュネット）」内の学校図書館検索システムに、市立図書館の蔵書情報を提供し、学校図書管理システムから市立図書館所蔵の横断検索が可能になりました。

平成23年度の新図書館システム稼働時に、市立図書館のホームページを一新し「子どもページ」を作成しました。子ども向けの検索画面をはじめ、市立図書館の利用案内や広報紙「しゃぼん玉」など、子ども向けの情報を集約し掲載しています。今後も、常に新しい技術の活用と、広い情報提供が求められます。

<検証>

- ・市立図書館のホームページのコンテンツは、常に変化を続ける社会や時代に柔軟

に対応できるように内容の充実を図り、常に更新していくことが必要です。平成23年10月に図書館システムを更新し、ホームページに子ども用の検索システムを開設しました。

<課題>

- ・市立図書館のホームページのコンテンツは、常に変化を続ける社会や時代に柔軟に対応できるように内容の充実を図り、常に更新していくことが求められています。
- ・市立図書館で所有する情報の内、子どもたちが必要とする情報や、読書につながる情報を発信していくことが課題です。

<今後の方向>

- ・コンテンツの充実のために、市立図書館で作成した^{*19}パスファインダーを市立図書館のホームページに公開し、学校図書館の調べ学習の支援をします。【新規】
- ・市立図書館の保有するレファレンスデータベースなどの情報を、子ども用コンテンツとしてホームページに掲載し、誰でも、いつでも、どこでもアクセスできるように情報化整備に努めます。【発展】
- ・市立図書館と学校図書館の蔵書データベースの共有化を推進し、より利用しやすいシステム構築を検討していきます。【継続】

(3) 学校との連携

<現状>

学校からの依頼により、来館する子どもの「調べ学習」などのための手助けをしています。

市内各校に借出券²⁰・パスワードを発行し、インターネットからの蔵書検索・予約申込の受付を行い、貸し出しを実施しています。(各4週間40冊まで)また、これらのサービスの周知と利用促進のため、市内全小中学校を訪問し、学校図書館教育担当者に、利用案内を手渡して説明を行っています。今後は、さらに連携を深めていくことが求められます。

4拠点図書館でFAXにより調査・相談の申込を受け付けています。

随時、幼稚園や小中学校からの市立図書館の見学を受入しています。

市立図書館では、市内の学校図書館、幼稚園などへ図書館資料の管理換えを行い、資料充実への支援を図っています。

市立高等学校図書館担当者と「公共図書館・学校図書館司書連絡協議会」を年1回開催しています。

市立図書館主催「おはなしボランティアのステップアップ講座」において、学校図書館ボランティアの受講枠を設け、参加を呼びかけ知識や技術の向上の機会を提供しています。また、学校図書館ボランティアに本の修理講習を行っています。さらに、市立図書館の呼びかけで交流会を持ち情報交換の場を提供しています。

< 検証 >

- ・学校図書館との連携強化として、平成 24 年に市立図書館の児童担当の図書館員が市内の全小中養護学校を訪問しました。学校図書館に対して、選書や資料整理・組織化技術などの運営上の支援を促進していきます。

< 課題 >

- ・子どもの図書館利用法や情報活用能力を向上させるために、児童担当の図書館員と学校図書館教育担当者との連携が大切です。また、選書や資料整理・組織化技術などの運営上の支援を促進していきます。

< 今後の方向 >

- ・学校へのサービスを拡大するため、「環境」などの学習テーマによる資料のセットをあらかじめ準備して、まとめて貸し出すことを検討しています。【新規】
- ・パスファインダーや、ブックトークの実演のリストを作成して、より具体的に図書館サービスの理解を図ります。また、交流を深め、学校図書館の実情を把握して、選書や資料整理・組織化技術などの運営上の支援につなげていきます。

【発展】

- ・市内全小中学校を訪問し、学校図書館教育担当者との連携を進めています。

【継続】

- ・学校図書館からのWeb予約や資料利用促進のための、手続きの簡略化を図りましたが、利用を進めるために、資料を届ける方法を検討します。【継続】
- ・学校での読み聞かせやブックトークに取り組んでいます。今後は一層、学校への周知に努めます。【継続】

(4) ボランティアの育成・連携

<現状>

子どもたちの読書体験を育むことを目的に、図書館活動の一環として地域の保育所や幼稚園などでおはなし会を実施してもらおうおはなしボランティアを養成する講座を開催しました。講座終了後も定期的に市立図書館職員との勉強会を開催しています。主な活動場所は、市内児童館・育成センターで、製作した大型紙芝居やペープサートも使って、毎回工夫を凝らしたおはなし会を実施しています。さらに活動の場を広げていくことが求められます。

おはなしボランティアのステップアップを目的とした講座を開催しています。この講座には、地域で子どもの読書推進に関係した活動をしているボランティアにも参加してもらいました。

市立図書館でのボランティア活動を通じて得た知識や技能を、地域に戻り自立した活動としていただいています。さらなる地域との連携が求められます。

おはなしボランティアの活動の一環として「ストーリーテリングの会」を立ち上げ、定期的に勉強会を開催し、年2回中央図書館で「親子で楽しむストーリーテリング」の会を開催し、成果の発表を行っています。乳幼児サービスとしては、保健福祉センターの検診時に絵本リスト「絵本のゆりかご」を配布し、絵本の読み聞かせを行っています。4拠点図書館で、毎月1回乳幼児と保護者を対象にしたおはなし会を開催しています。

<検証>

- ・ボランティアの育成については、学校図書ボランティアのための読み聞かせの研修や、図書の修理講習を行っています。ボランティアの活動の場を広げるために、市内の学校園や保健所など子どもと関係のある人々や組織と連携し、子どもの健全な読書活動を推進するための協力関係を築こうとしています。また、研修を重ね、スキルアップしていくことが大切です。

<課題>

- ・活動の場を広げるために、市内の学校園や保健所など子どもと関係のある人々や組織と連携し、子どもの健全な読書活動を推進するための協力関係を築くことが必要です。また、研修を重ね、スキルアップしていくことが大切です。

<今後の方向>

- ・ブックトークの講習会を実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリングだけでなく、ブックトークを取り入れたおはなし会を実施します。【新規】

- ・読書への関心を深めるために、小中学校では絵本の読み聞かせに加えて、ブックトークで図書の紹介を行います。【発展】
- ・専門的な知識や技能を持ったボランティアによる集会行事の開催を行い、子どもへの読書活動支援に努めます。【発展】
- ・地域で活動しているおはなしボランティアグループに対して、定期的に交流会を開催し、情報提供や活動内容の確認に努めます。【継続】

< 指標 >

指標名	単位	現状値(H23)	目標値(H30)	指標方向
市立図書館における児童登録者率（12歳以下）	%	35.4%	37.5%	↗
	式	市立図書館の児童登録者数 / 児童人口		
H30目標値設定理由	登録率を前年度より0.3%増として目標値を設定			



第4章 効果的な推進について

1 推進体制などの整備

この計画の推進にあたっては、市関係部署の密接な連携が必要です。関係機関や民間団体などとの連携を更に深め、施策の効果的な推進を図っていきます。

また、これらに関わる職員、市民の資質の向上、蔵書などの充実など、質と量の両面での対策を講じます。

阪神間の近隣市や大学との連携も図り、図書資源の有効活用に努めます。

(1) 関係部署間の連携

読書活動に関連した部局の連携を図るために、社会教育部長を議長、学校教育部長を副議長とした庁内委員会「西宮市子ども読書活動推進会議」を設置します。メンバーは、関係課の課長級職員とし、事務局は、北口図書館に置きます。

庁内委員会「西宮市子ども読書活動推進会議」メンバーの構成

教育委員会：教育総務課、社会教育課、中央図書館、北口図書館、学校教育課、
教育研修課、特別支援教育課

市長事務部局：子育て企画課、保育所事業課、子育て総合センター

(2) 連絡会の開催

地域ボランティアや関係機関との連携を図り、多彩な意見を反映するため、関係者による連絡会を設置し、必要に応じて会議を開催します。メンバーは、図書館、保育所、幼稚園、子育て総合センター、児童館・児童センター、学校関係者、読み聞かせなどの地域ボランティア代表などとし、事務局は、北口図書館に置きます。

2 広報の推進

情報発信や「子ども読書の日」の啓発事業に努めます。

読書に関する啓発については、各部署が計画性のある効率的な方法を考えながら行います。市のホームページも活用して、様々な機会に情報を提供できるよう努めます。子どもだけでなく、保護者などについても読書についての理解が深められるような工夫や取り組みが必要です。平成16年の文部科学省の調査でも読書については保護者がよく読書する家庭の子どもは読書好きという傾向が明らかになっています。さらに保護者だけでなく、市民みんなで子どもの読書活動を支えるという意識をもってもらうことに努めます。

全国的に展開される「子ども読書の日」（4月23日）には、子どもの読書活動についての関心と理解を深めてもらうという趣旨にふさわしい事業を企画実施し、啓発広報に努めていきます。

さらに、子どもに読み聞かせたい図書や薦めたい図書などについても普及と啓発に努めるとともに蔵書の充実を図ります。

3 取組みにおける総合性と連携

子ども読書活動に関わる学校、図書館などの関係機関や地域ボランティアなどが実施する事業や行事の情報を可能な限り収集し、子どもや保護者に提供することで、利用や参加の拡大を図ることが大切です。また、これらの機関や団体は新たな事業の実施にあたり、創意工夫を図ることも大切です。そのために、関係者間で積極的に交流し、情報を交換する場やネットワークをつくり、地域での読書活動の推進にも努めます。

4 進捗状況の把握と評価

この計画を実効性のあるものとするために、随時、進捗状況を確認・評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。

5 事業費について

計画期間において、子どもの読書活動に関する事業費を有効に活用してきました。今後も推進計画を充実して実施するために、事業費の獲得に努めます。



用語解説

頁	*	用語	解説
1	1	公共図書館	<p>図書館法第2条</p> <p>「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう。」と規定されている。</p>
3	2	社会教育委員会議	<p>社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言することを職務としています。社会教育法（第十五条ほか）</p> <p>本市では「西宮市社会教育委員条例」に基づき設置しております。現在は12人で構成している。</p>
4	3	文教住宅都市	<p>昭和38年11月3日西宮市を「文教住宅都市」と定め今後、市政運営がこの理念に基づいて深く推進されるものであることを宣言した。</p>
5	4	学校図書館	<p>学校図書館法 第二条</p> <p>「この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と規定されている。</p>
8	5	ブックリスト	<p>個人あるいは団体が一定の基準で本を選択し作成したリストをいう。書名、著者名、出版社名、出版年、価格などが必ず記されるが、編成意図によって簡単な作品のあらすじ、内容、特徴の解説、作者の紹介などが随時加えられる。</p>
9	6	付属あおぞら幼稚園	<p>【西宮市立子育て総合センター付属あおぞら幼稚園】 幼児教育と子育て支援の事業を総合的に推進していく</p>

			子育て総合センターの附属幼稚園として、平成 13 年 4 月に開園した。子育て総合センターと連携・協力を図り、研究を進め、地域に開かれた幼稚園づくりにも努めている。
9	7	子育て総合センター登録サークル	就学前の親子が 5 組以上で登録し、親子の自主的な交流を主な目的として活動する子育てサークルをいう。子育て総合センターの研修室やマットおもちゃを無料で利用できる。
9	8	子育て地域サロン	社会福祉協議会の支部・分区が主体となって市内 33 箇所で開催している。子育て中の親子が身近な地域で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場としている。
9	9	親子サロン	子育て総合センター内にある子育て広場。就学前の子どもとその保護者が自由に集い、子ども同士の関わりあいを通して、保護者同士もふれ合い、学び合い、支え合い、分かち合い、育て合う場をいう。
10	10	母親クラブ	児童館・児童センターを拠点とし、主に地域の子育て中の保護者が集い、ボランティア活動を行なう自主的に運営する組織をいう。
13	11	司書教諭	学校図書館において、専門的職務を掌る教諭をいう。具体的には児童生徒の読書指導や図書管理業務を行う。
13	12	学校図書館指導員	学校図書館教育担当者（司書教諭）の学校図書館の管理運営に関する補助を行い、環境整備やデータベース化の推進など、学校図書館の充実を図る役割を担う「司書」又は「司書教諭」の資格を持つ。主な活動として、図書登録・データベース化の推進、環境整備、児童生徒の調べ学習などの支援、学習に活用できる図書情報の提供、児童・生徒の読書相談・レファレンスなどを行っている。
13	13	学校図書館図書標準	平成 5 年 3 月文部省（現：文部科学省）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書冊数の目標として設定した学級数に応じて算出される数値をいう。（たとえば 18 学級の小学校では 10,360 冊、12 学級の中学校では 10,720 冊と設定されている）
14	14	西宮市教育情報ネットワークシステム	平成 15 年度に総務省の補助のもと「地域イントラ基盤整備補助事業」により、市立学校全 63 校を高速回線で結ん

		(EduNet : エデュネット)	だ教育情報ネットワークの総称をいう。「学習支援」「マルチメディア」「検索システム」「インターネット」との連携などを通して、必要な情報を取捨選択、整理し、表現するなどの情報活用能力の育成を図る。
14	15	西宮市図書管理システム (Libro ネット:リプロネット)	西宮市教育情報ネットワークを利用し、市立小・中・特別支援学校の蔵書を検索することができ、常に最新の書誌情報を入手することが可能なシステムをいう。児童生徒が、「読書認定」に参加することもでき、一定の基準に達すると「読書の達人認定証」が届くしくみになっている。
15	16	一般図書 (特別支援学校・学級用)	学校で使用する教科書は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とされているが、それとは別に特別支援学校や特別支援学級で使うことができる図書をいう。兵庫県教育委員会で調査研究された資料を参考に、西宮市においても調査研究を行い整備している。
20	17	ストーリーテリング	語り手がお話を覚えて語って聞かせることをいう。絵本などを読んで聞かせる場合は「読み聞かせ」という。
20	18	ブックトーク	ひとつのテーマを立てて一定時間内に複数の本を複数の聞き手に紹介する。聞き手に読みたいという気持ちを抱かせることを目的とする。
26	19	パスファインダー	path (小道) finder (発見者) の複合語、道案内の意を表す。図書館では、特定の主題に関する資料、情報を収集するにあたって、図書館で提供できる資料を主体に関連資料、情報を提供するものをいう。
26	20	借出券	市外の図書館では「貸出券」と呼ばれている資料を借りるための図書カードを、西宮市立図書館では、利用する人の立場から「借出券」と名づけている。

資料編

～ 読書活動に関するデータ～

1 学校図書館図書標準の達成割合

(国・県:平成21年度末参考値)

	西宮市(平成22年度)	参考	兵庫県(公立)	国(公立)
	市内小学校		100%	41.6%
市内中学校	100%		38.9%	42.7%

特別支援学校(西宮養護学校)においても達成(平成22年度)

2 図書管理システム利用による貸出冊数

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
市立小・中学校	1,573,180冊	1,485,736冊	1,247,660冊

3 相互貸借システム(他校図書館の図書資料の活用)

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
物流発送回数	1,186回	863回	523回
物流発送冊数	9,357冊	6,209冊	5,645冊

4 蔵書のデータベース化の状況(市立)

(国・県:平成22年度5月参考値)

	西宮市(平成22年度)	参考	兵庫県(公立)	国(公立)
	小学校		100%	47.2%
中学校	100%		54.6%	50.7%
高等学校	100%		92.5%	84.3%

5 市立図書館利用状況など(平成23年度)

貸出冊数	3,754,121冊	成人図書2,264,092冊、児童図書1,490,029冊
貸出人数	901,986人	成人778,215人、児童123,771人
予約件数	695,852件	成人561,599件、児童134,253件
蔵書冊数	992,404冊	成人図書698,010冊、児童図書294,394冊
年間受入冊数	39,475冊	成人図書27,380冊、児童図書12,095冊
職員1人当りサービス人口	6,112人	人口482,858人、職員数79人
職員1人当り貸出冊数	47,521冊	貸出冊数3,754,121冊、職員数79人
人口1人当り図書館費	1,008.4円	図書館費総額486,904,547円、人口482,858人
人口1人当り資料費	136.6円	資料費65,975,821円、人口482,858人
人口1人当り貸出冊数	7.8冊	貸出冊数3,754,121冊、人口482,858人
登録者数	145,458人	成人122,974人、児童22,484人(0~12歳)
登録率	30.1%	登録者数145,458人、人口482,858人

6 中核市の図書館

	人口 (千人) a	拠点 館	分 室 等	計	23年度	22年度		22年度		22年度		22年度		22年度		c/a		c/b		
					当初	資料費 (千円)	順 位	登録 者数 (千人)	順位	予約 件数 (千冊)	順位	購入 冊数 (冊)	順位	蔵書数 (千冊) b	順位	貸出数 (千冊) c	順位	人口1 人当 貸出 数	順位	図書 資料 回転 率
1 旭川市	353	5	11	16	68,522	19	225	7	273	12	38,589	14	1,144	9	2,633	10	7.46	6	2.30	19
2 函館市	283	1	6	7	38,210	33	105	30	90	31	21,746	32	628	34	1,630	25	5.76	13	2.60	9
3 青森市	304	1	12	13	36,925	34	136	23	31	41	20,114	36	760	26	1,076	36	3.54	32	1.42	39
4 盛岡市	292	3	12	15	32,653	37	122	25	39	40	13,456	39	627	35	760	41	2.60	37	1.21	41
5 秋田市	323	5	1	6	23,093	40	37	39	80	34	8,246	41	616	37	791	40	2.45	38	1.28	40
6 いわき市	349	6	0	6	41,303	29	75	34	134	25	27,940	27	668	32	1,608	28	4.61	23	2.41	15
7 郡山市	334	4	46	50	70,442	18	64	37	80	34	30,662	24	831	24	1,458	32	4.37	26	1.75	35
8 宇都宮市	506	4	17	21	156,712	1	183	14	469	5	40,562	13	1,329	3	4,031	2	7.97	5	3.03	5
9 高崎市	370	6	2	8	85,346	12	130	24	125	26	34,170	19	944	14	1,814	21	4.90	19	1.92	29
10 前橋市	340	2	25	27	123,862	3	107	28	93	29	43,639	7	879	20	2,408	13	7.08	9	2.74	6
11 川越市	336	4	1	5	41,260	30	197	10	226	17	14,693	38	767	25	1,910	20	5.68	14	2.49	14
12 船橋市	598	4	6	10	115,168	6	220	8	484	4	43,186	9	1,296	5	2,504	11	4.19	27	1.93	28
13 柏市	394	1	17	18	60,485	23	98	33	389	7	34,463	17	929	15	2,386	14	6.06	12	2.57	12
14 横須賀市	425	4	9	13	8,887	41	234	6	386	8	33,193	21	846	22	1,624	26	3.82	30	1.92	29
15 富山市	417	1	24	25	132,750	2	105	30	251	16	34,267	18	886	19	1,989	17	4.77	21	2.24	22
16 金沢市	444	4	2	6	121,289	4	177	15	179	22	193,305	1	1,321	4	2,127	16	4.79	20	1.61	37
17 長野市	385	2	28	30	74,619	15	72	35	85	33	33,520	20	904	18	1,722	24	4.47	25	1.90	31
18 岐阜市	411	1	12	13	117,300	5	174	16	89	32	20,314	34	555	38	1,430	33	3.48	33	2.58	11
19 豊田市	408	1	31	32	102,060	9	295	2	222	19	52,979	4	1,610	1	4,130	1	10.12	1	2.57	12
20 岡崎市	366	2	9	11	59,282	24	184	13	257	14	27,777	28	839	23	2,635	9	7.20	8	3.14	4
21 豊橋市	366	2	75	77	51,910	28	197	10	77	36	30,459	26	918	17	1,429	34	3.90	29	1.56	38
22 大津市	333	3	1	4	38,523	31	-	-	197	20	26,023	30	750	27	1,561	29	4.69	22	2.08	24
23 東大阪市	488	4	2	6	63,000	22	41	38	256	15	56,420	3	724	28	1,979	18	4.06	28	2.73	7
24 豊中市	390	9	2	11	77,955	14	159	18	730	1	40,651	12	1,030	10	3,384	5	8.68	3	3.29	3
25 高槻市	356	5	2	7	105,224	8	154	20	448	6	72,259	2	1,387	2	3,117	6	8.76	2	2.25	21
26 姫路市	534	1	14	15	106,970	7	107	28	379	9	43,575	8	1,218	6	2,435	12	4.56	24	2.00	27
27 西宮市	471	4	7	11	64,038	21	146	21	696	2	38,008	15	986	11	3,841	3	8.15	4	3.90	1
28 尼崎市	460	2	22	24	36,803	35	160	17	180	21	24,695	31	713	30	1,524	30	3.31	35	2.14	23
29 奈良市	365	3	0	3	38,420	32	137	22	136	24	16,919	37	618	36	1,262	35	3.46	34	2.04	26
30 和歌山市	381	1	0	1	29,632	39	119	26	98	28	13,268	40	442	41	814	39	2.14	39	1.84	34
31 倉敷市	474	6	27	33	87,063	11	278	3	509	3	43,753	6	1,215	7	2,897	8	6.11	11	2.38	16
32 福山市	465	7	1	8	95,130	10	190	12	375	10	48,668	5	946	13	3,409	4	7.33	7	3.60	2
33 下関市	282	6	2	8	56,817	26	103	32	122	27	30,943	23	666	33	1,518	31	5.38	15	2.28	20
34 高松市	424	5	46	51	73,584	16	242	5	288	11	40,998	11	1,151	8	2,980	7	7.03	10	2.59	10
35 松山市	515	4	0	4	65,127	20	245	4	225	18	33,171	22	724	28	1,915	19	3.72	31	2.65	8
36 高知市	340	7	15	22	56,021	27	36	40	165	23	30,659	25	928	16	1,725	23	5.07	18	1.86	32
37 久留米市	303	6	0	6	71,037	17	66	36	72	37	42,948	10	701	31	1,623	27	5.36	16	2.32	17
38 長崎市	445	2	54	56	81,325	13	119	26	261	13	26,747	29	982	12	2,272	15	5.11	17	2.31	18
39 大分市	470	1	47	48	32,140	38	201	9	63	38	20,443	33	458	40	854	38	1.82	41	1.86	32
40 宮崎市	401	2	2	4	36,058	36	156	19	55	39	20,172	35	529	39	858	37	2.14	39	1.62	36
41 鹿児島市	603	1	12	13	57,995	25	311	1	93	29	36,567	16	862	21	1,767	22	2.93	36	2.05	25
平均	403 千人				69,145 千円		153 千人		229 千冊		36,687 冊		886 千冊		2,045 千冊		5.10 冊		2.27	

a 人口 H22.3.31住民基本台帳人口

出典：日本の図書館 2011

西宮市は、資料費、登録者数、購入冊数は平均的であるが、予約件数、貸出数、人口1人当たり貸出数、図書資料回転率は高い水準である。